

第 72 号 令和 8 年 6 月 18 日受理 議会運営委員会付託

件 名 県議選一票の較差を 2.0 倍未満にすることを求めることについて

要 旨

県議選の投票用紙を 1 枚もらう人と 2 枚もらう人がいる状態（較差 2.0 倍）は、明らかに憲法第 14 条「法の下での平等」に違反している。

2023 年県議選の一票の較差は 2.69 倍であった。2026 年度定数等検討委員会提出の自民党案では較差は 2.85 倍に拡大する。2019 年県議選も 2023 年県議選もいわゆる逆転選挙区は存在しなかった。ところが、この自民党案では逆転選挙区が 5 通りもできてしまう。

2025 年 1 月 28 日最高裁第三小法廷判決宇賀克也裁判官の「2.69 倍は憲法違反」「公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の「特別の事情」を主張せず人口比定数を変更することはできない」との反対意見を無視して条例改正することはできない。

公職選挙法の目的は、要旨「日本国憲法の精神に則り、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」と定めている。過疎問題解決等は公職選挙法の目的ではない。

以上の趣旨から、千葉県議会議員一般選挙の定数及び選挙区について、一票の較差が 2.0 倍未満になるよう条例で定めるよう措置願いたい。